

理 由 書

本理由書は、飯能都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I. 飯能都市計画区域の位置等

飯能都市計画区域は、都心から約50km圏、本県の南西部に位置しています。また、飯能都市計画区域に含まれる土地の区域は、飯能市の行政区域の一部です。

II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第6条の規定により平成27年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和12年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 市道1-4号線沿道地区については、市道1-4号線の拡幅整備により区域区分の境界である道路の位置が変更されたため、市街化調整区域に編入するものです。

III. 関連する都市計画

飯能都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 用途地域（飯能市決定）